

○ 財務省令 第三十号 平成十日
國債の発行等に關する省令 第三百六十九号
平成三十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令)及び政府資金調達券
規則(平成十五年十一月一日施行)
規定期定割引債(昭和五十六年五月一日施行)
規定期定割引債(昭和五十七年大蔵省令)及び政府資金調達券
規定期定割引債(昭和五十七年大蔵省令)及び政府資金調達券

の二条事務省
の法發号名
條律行稱及
項及の
び根
そ拠
記

四 三 二 一
發行方 法の適 用振替法の適

競争う札価振の以律社項五条律一二第十条九特
争入。格替適下。債及条第第項十一二第年別
入札に以機用平、び第二八並六項年一法会
札發行下競争を振替株第一項十び年、法項律計
と同時「争は受けるも日本銀行のう。」
に付ける法律第十七条第百第一会百資十財
行う。競争して行う。」
われ及札わるすし。」
るび価れ。」
入価格とる。そ規
札格競い入の定。法

六

イ
發入価
札格行
發競
行爭額

五

口
イ
方募入価法入
札格決
發競定
行爭の

七は行十第同三に政億は発四う七額
 千、し七百条条特融円、行十ち千面
 万額た条三第第別資、額し六、万金
 円面政第十四一會資財面た条特円額
 金府一六項項計金政金割第別で
 額短項條、に法法額引一會二
 で期の第十九關第第で短項計兆
 千規一十九す九七二期のに三
 証定項十十五る条条兆國規關千
 百券に及五十四法第第千債定す百
 九に基び第条律一一百にに入る二
 十つづ第一第第項項二つ基法
 九いき百二八並、十いづ律十三
 億て發三、十び財四てき第

込募各當も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申應りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る参て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七	
			振額最 替 額 単 面 位 金	払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 札 格 金 札 格 第 参 市 發 競 I 加 場 行 争 格 日	
平 成 二 十 七 年 十 一 月 二 十 日	額上額 面の面 金そ金 額れ額 百ぞ百 円れ円 にのに つ応つ き募き 百価百 円格円 三厘	平す額の振 成るの記替 。整載法 數又の 倍は規 年の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 円 千 百 千 億 五 百 五 六 十 二	千千十二 八四兆 百万三 七三千 千百 六七二 百十 四 千 八 百	面た条特 金割第別 額引一會 で短項計 千期のに 八国規閥 百債定す 七ににる 十つ基法 六いづ律 億てき第 円は発四 '行十 額し六

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
六 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
十 通 に う 、 期
一 知 つ 。 そ が
月 を き の 銀
二 受 百 翌 行
十 け き 営 休
日 た 円 業 業
に に 者 日 日